

インフレスライド条項の運用基準

工事請負契約約款第24条第6項の運用について、次のとおり規定する。

1 適用対象工事(次のいずれかの条件に該当するもの)

- (1) 令和6年2月29日以前に入札書締切日を設定し、契約締結した工事又は同日以前に随意契約した工事のうち、残工期が基準日から2か月以上あること。
- (2) 令和6年2月29日以前に入札書締切日を設定し、契約締結した工事又は同日以前に随意契約した工事のうち、工期末が令和6年5月1日から令和6年5月31日までであり、令和6年4月1日までに請求書を提出できるもの。

2 変更契約対象

基準日において、工期の始期が到来していない未着手部分

3 請求日等の定義

請求日、基準日及び残工事量の定義は、次のとおりとする。

(1) 請求日

インフレスライド条項により、請負者が請負代金額に対する変更を書面により請求した日

(2) 基準日

スライド額を算出するための基準日

出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日で、原則として請求日と同日とする。

ただし、特殊工事については請求日から起算して、14日以内で発注者と請負者が協議して定めることができる。

(3) 残工事量

基準日において、工期の始期が到来していない未着手部分の工事量

4 請求書の提出期限

スライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は運用開始日(直近の賃金水準の変更)から、次の賃金水準の変更が実施されるまでとする。ただし、この間の請求回数は、1回までとする。

5 事務手続きの流れ

(1) インフレスライド条項適用の事前相談

請負者は、適用対象工事の可否及び請求予定日(基準日)について、事前に監督員と相談し、必要書類を受領すること。

(2) 請負代金額の変更請求

請負者は、監督員と相談後、請負代金額の変更協議を請求する場合は、必要書類等(請求根拠となる資料)を添えて、請求書を提出すること。

(3) 協議開始日

基準日(請求日)から起算して、14日以内(特殊工事は除く)で発注者と請負者が協議し、設定する。

(4) 残工事量の算定

- ① 基準日における残工事量の確認は、工事出来形及び残工事内訳書等に対応して行う。
- ② 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。
- ③ 現場搬入材料については、発注者が認定したものは出来形数量として取扱う。
- ④ 請負者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、出来形部分として取扱う。

(5) 請負代金額の変更

- ① 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(スライド額)は、当該工事にかかる変動額のうち、請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- ② スライド額については、次式により行う。
$$S = [P 2 - P 1 - (P 1 \times 1 / 100)]$$

S : スライド額
P 1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額
P 2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基準として算出したP 1に相当する額
- ③ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

また、見積単価、特別調査単価については、原則として変更対象とはしない。

なお、消費税及び地方消費税の税率改正による増額(物価変動)分等は除外する。

(6) スライド額の協議開始及び確定

請負者は、発注者とスライド額を協議し、異議がない場合は、協議開始日から14日以内にスライド変更額承諾書を提出すること。

なお、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、21日以内に延長し、再協議を行う。再協議においてもスライド額が確定しない場合は、発注者が定めたスライド額を通知する。当該通知書は承諾書に代わるものとする。

(7) スライド額変更契約の締結

当該工事のしゅん工日までに契約変更を行う。

なお、議会の議決を要する契約については、「工事請負変更仮契約書」を取り交わし、議会の議決を経て本契約とする。

6 変更契約時の留意点について

確定したスライド額は、基準日時点のものであるため、確定後の数量変更等に伴い、スライド額は変動するものとする。

また、変更の先行指示があった数量のうち基準日以降の残工事量及び基準日以降に変更したものについては、いずれもスライド額の対象として変更契約を行う。